

大雪地区広域連合新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対する介護保険料の減免の特例に関する要綱

令和3年6月23日
要綱第2号

改正 令和4年6月15日 要綱第3号
改正 令和5年6月15日 要綱第1号

(目的)

第1条 新型コロナウイルス感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する感染症をいう。）（以下「感染症」という。）の影響により収入が減少した被保険者で、介護保険料（以下「保険料」という。）の納税義務があるものに対する令和4年度に課する保険料の減免については、大雪地区広域連合介護保険条例（平成16年条例第1号）に定めがあるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(介護保険料の減免)

第2条 連合長は、感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯については、全部を減免する。

2 連合長は、感染症の影響により、その属する世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次の各号の全てに該当する世帯に対し、令和5年4月1日から令和6年3月31日までに納期の末日の到来するものについて、別表により算出した額を軽減し、又は免除する。

(1) その属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を除く。以下同じ。）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

(2) その属する世帯の生計を主として維持する者の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に規定される長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額を控除して得た額。以下同じ）のうち、減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

3 前項第1号に規定する前年の当該事業収入等との比較により10分の3以上の減少にならない場合において、新型コロナウイルス感染症の影響に関連して国等から支給される課税対象となる給付金を有する者は、前年の事業収入等に当該給付金を加えた額により減少額を求めることができる。ただし、その場合における減額又は免除の割合は別表に規定する割合の2分の1とする。

(減免の対象となる保険料)

第3条 この要綱の規定により減免の対象となる保険料は、令和4年度分の保険料で、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収の対象となる年金給付の支払日。）が設定されているものとする。

2 連合長は、前項の規定による減免の対象となる期間の保険料が、既に徴収され、かつ、徴収前に世帯主が減免の申請をすることができなかつた特別の事情があると認める場合においては、遡及して減免することができる。

（減免の申請）

第4条 この要綱の規定によって保険料の減免を受けようとする者は、別に定める減免申請書を連合長に令和5年3月31日までに提出しなければならない。

（減免の取消し）

第5条 連合長は、虚偽の申請その他不正の行為により保険料の減免を受けた者があることを発見したときは、直ちにその者に対する減免を取り消すものとする。

（端数処理）

第6条 この基準により算定された減免額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は大雪地区広域連合長が別に定める。

附 則

（施行期日等）

1 この要綱は、公布の日から施行する。

2 この要綱は、令和元年度分及び令和2年度分の保険料であって、普通徴収の方法によって徴収する納期又は特別徴収の方法によって徴収する日が令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間にあるもの（令和元年度分にあっては、当該保険料のうち令和2年1月以前分に相当する額を除く。）の減免について適用する。

附 則（令和3年6月23日要綱第2号）

（施行期日等）

1 この要綱は、公布の日から施行する。

2 この要綱は、令和2年度分及び令和3年度分の保険料であって、普通徴収の方法によって徴収する納期限又は特別徴収の方法によって徴収する日が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間にあるものの減免について適用する。

附 則（令和4年6月15日要綱第3号）

（施行期日等）

1 この要綱は、公布の日から施行する。

2 この要綱は、令和3年度分及び令和4年度分の保険料であって、普通徴収の方法によって徴収する納期限又は特別徴収の方法によって徴収する日が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間にあるものの減免について適用する。

附 則（令和5年6月15日要綱第1号）

(施行期日等)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年度分の保険料であって、普通徴収の方法によって徴収する納期限又は特別徴収の方法によって徴収する日が令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間にあるものの減免について適用する。

(別表)

【減免額の算定式】

| |
|--|
| 対象保険料 (税) 額 × 減免又は免除の割合 = 保険料 (税) 減免額 (A × B / C) (d) |
|--|

【表1】

| |
|---|
| 対象保険税額=A×B／C |
| A : 当該第1号被保険者の保険料額 |
| B : 当該第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額 |
| C : 当該第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額 |

【表2】

| 前年の合計所得金額 | 減額又は免除の割合 (d) |
|--------------|---------------|
| 210万円以下であるとき | 全部 |
| 210万円を超えるとき | 10分の8 |

(注) 事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料(税)額の全部を減免する。